字村

一四三六番一
一四三七番
一四三八番一
一四三八番三
一四三九番一から一四三九番三まで
一四四九番
一四五〇番一及び一四五〇番二
一四五一番
一四五二番一
一五七四番及び一五七四番一
一五七五番一
一五七五番三
一五七九番
一六四四番及び一六四五番
一六四六番一
一六四六番三
一六四七番一
一六四八番一
一六四九番一及び一六四九番二
一六五二番から一六五四番まで
一六五六番

○国土交通省告示第七百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長尾川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十一年国土交通省告示第七百六十六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県観音寺市豊浜町和田

字西ノ谷　乙一六九一番一　一号及び二号

字西ノ山　丙七四番　三号

丙七〇番九　四号
丙八五番一　五号
丙七八番一　六号から八号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下条川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県小豆郡小豆島町神浦

字スミハナ　甲四〇八番二地先道路敷　一号
甲三九三番一　二号
甲三九四番地先道路敷　二十三号
甲三九五番地先道路敷　二十四号及び二十五号

字松山

甲四九五番　三号
甲四九四番地先道路敷　四号
甲五〇四番　五号
乙九二番　六号及び七号
乙九四番　八号
乙一〇八番　九号
甲五一五番　十号
甲五二三番　十一号及び十二号
甲五二五番　十三号
甲五三五番二　十四号
甲五三五番一　十五号及び十七号
甲五四八番地先水路敷　十六号
甲四九二番　十八号
甲四九二番地先水路敷　十九号
甲四九三番地先水路敷　二十号
甲四八八番地先道路敷　二十一号
甲四九五番地先道路敷　二十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

香川県小豆郡小豆島町神浦

字スミハナ　甲三九三番一
甲三九一番一
甲三九〇番地先道路敷　一号及び二号
甲五〇〇番　三号
甲五〇一番　四号
甲五〇二番　五号
甲四九四番　六号
甲四九七番地先道路敷　七号
甲四九五番地先道路敷　八号及び九号
甲四九七番地先道路敷　十号から十二号まで
甲四九五番地先道路敷　十三号

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十四号　東京都江戸川区平井一丁目六番四から同区小松川四丁目五七番三まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十一日　中部地方整備局長　富田　英治

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百五十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
関市小屋名字石原一七二番二二から同市小屋名字地蔵堂一〇三三番一まで	前	三五・九メートル～八五・五メートル	〇・五一二キロメートル
	後	二八・八メートル～八五・五メートル	〇・五一二

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十一日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号　岐阜県加茂郡川辺町石神字広橋四九七番一から同町石神字六石九二七番一まで　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○国土交通省告示第七百七十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十二年七月三十一日から同年八月一日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十二年七月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

福岡県柳川市大字本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）